

一般財団法人岡山県剣道連盟倫理規定

第1条 この規則は、一般財団法人岡山県剣道連盟（以下「岡剣連」という。）の組織、運営及び剣道の普及振興等に関わるすべての関係者が、岡剣連が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「一般財団法人岡山県剣道連盟における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、岡剣連の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、岡剣連に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規定の対象となる者は、評議員、役員、顧問等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに岡剣連のすべての会員（以下「会員」という。）であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第15条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第29条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 顧問等とは、定款第46条に規定する顧問、相談役、同47条に規定する審議員、同第48条に規定する参与、同第50条に規定する名誉役員をいう。
- (4) 委員会委員とは、定款第4条の規定に基づいて設けられた委員会並びに同第57条に規定する綱紀委員会の委員長及び委員をいう。
- (5) 職員とは、定款第61条に規定する事務局職員をいう。
- (6) 岡剣連のすべての会員とは、定款第4条第1号及び第51条第1項に規定する団体会員及び個人会員をいう。

（基本的責務）

第3条 役職員等及び会員は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することはもとより高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 役職員等及び会員は、「一般財団法人岡山県剣道連盟における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践しなければならない。

(遵守事項)

- 第4条 役職員等及び会員は、暴力、各種ハラスメント(セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用(大麻、麻薬、覚醒剤等)等の違法行為や、剣道の精神を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- 2 役職員等及び会員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等及び会員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員等及び会員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、岡剣連会計規則及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員等及び会員は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、岡剣連の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 6 役職員等及び会員は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(倫理委員会の設置)

- 第5条 この規程の実効性を確保するため、岡剣連に倫理委員会を設置する。倫理委員会は、綱紀委員会規則第8条に規定する諮問予備審査会をもって充てるものとする。

(違反による処分等)

- 第6条 役職員等及び会員が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、倫理委員会は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び会員に本規定に違反する行為があったと認められる場合は、綱紀委員会規則にしたがって厳正な処分を行うこととする。

(改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 一般財団法人岡山県剣道連盟役員・職員等倫理規程（平成25年4月1日施行）は廃止する。